

## 電子商取引

### Electronic Commerce

#### はじめに

今日の世界のネットワーク化には膨大な可能性があります。電子商取引がその中心的要素であるとOECDは見ています。世界のネットワーク化には経済発展、雇用創出、貿易拡大、社会状況改善の可能性があります。OECDの分析は、適切なインフラの構築や、電子商取引やデジタル・エコノミーに適した環境をもたらす要素などに関する広範な政策に反映されています。

電子商取引は本質的に国境に拘わらないものであり、その発展は各国間や関係者間の政策調整に基く国境を越えた解決策にかかっています。電気通信のインフラやサービス、税制、消費者保護、ネットワーク・セキュリティ、プライバシーやデータの保護等の多様な分野で、具体的な政策提言が行われています。

特に「デジタル・デバイド」に対する懸念によって情報通信技術（ICT）政策と開発政策との結び付けが重要課題になって以来、多くの国際機関は電子商取引の分野に優先的に取り組んでいます。この問題が投げかける政策課題には広範な分析と官民の対話が必要ですが、OECDはそれに適した場となっています。

## 電子商取引に関する政策分析や 議論にOECDはどう貢献しているか

ICTと電子商取引の急速な発展に対応し、その利益を共有するために必要な政策を記した行動計画は、OECDのほとんどの部局と委員会が関与しているワーク・プログラムの中にまとめられている。OECD外部における目立った動きとしては、2001年1月にアラブ首長国連邦のドバイで開催された電子商取引に関する新興国フォーラム等、一連のハイレベルのOECD会議が挙げられる。

OECDの作業プログラムは基本的に、1998年にオタワで開かれた閣僚会議で採択された「電子商取引に関するOECD行動計画」の以下のテーマに沿うものである。

- ユーザーや消費者からの信頼の確立
- デジタル市場の基本原則の確立
- 電子商取引のための情報インフラ強化
- 電子商取引の利益の最大化

電子商取引関連のOECDの優先課題で大きな変化があったのは、非加盟諸国を巻き込んだ動きである。行動計画の全分野で非加盟諸国により大きな配慮が払われることになり、特に新興諸国や開発途上諸国を対象にしたICTならびに電子商取引政策という分野で、重要な活動が始まっている。OECDは2001年3月に貧困削減のためのデジタル・オポチュニティ活用に関するグローバル・フォーラムを開催した。OECDはさらに、2000年7月の沖繩サミットで採択された「グローバルな情報社会に関する沖繩憲章」に沿って設立された「デジタル・オポチュニティ作業部会」(ドット・フォース)の活動にも寄与している。

電子商取引に関するOECD新興国フォーラム(OECDドバイ2001)は、アラブ首長国連邦のドバイにて2001年1月16日から17日に開催された。この種の会議としては初めて、OECD加盟国以外での開催となった。この会

議に先立ち1月15日に、市民団体が組織した「市民の声会議」と産業界主催の「企業-政府フォーラム」が並行して開催された。

この会議において、OECD加盟国だけでなく新興国や開発途上国においても経済成長と社会開発のためには情報や知識の入手、活用が不可欠であることが確認された。この問題は、今や政治の最高レベルでも優先課題の1つとなっている。

## ユーザーや消費者からの信頼を どのように構築するか

電子商取引の発展にとって、信頼は重要である。それは、主に、消費者や企業が使用するネットワークサービスが安全で、信頼でき、検証可能なものであるかどうかにかかっている。同様に、消費者は個人データの収集や利用面での管理と、適切な救済メカニズムへの確実なアクセスを望んでいる。企業は、グローバルな取引のための予想可能で機能的な枠組みを必要としている。適切なレベルの信頼を構築するには、信頼性の高い技術や適切な規制、自主規制、教育を受けた人々が必要である。また、ネットワークの悪用や誤用に対し適切かつ効果的な対応策が講じられるよう、救済メカニズムと法執行の役割を明確化しておく必要がある。

## 消費者保護

1999年12月に纏められた「電子商取引における消費者保護のためのOECDガイドライン」は、現在、OECD加盟国すべての言語で入手できる。このガイドラインは、企業対消費者のオンライン取引における消費者保護のための効果的なグローバル・アプローチの特質に関する国際合意を示すものである。ガイドライン策定後、OECDではガイドラインの以下の各要素の実施に取り組んでいる。

- 特に企業と消費者間の国際的紛争のための代替的紛争処理(ADR)メカニズム。

- ガイドラインの初年度における実施状況を評価する検討作業とワークショップ
- 支払いカードに関連した保護措置の種類に関する研究
- 適切な情報に基づく意思決定と消費者の自覚を促進するための情報の普及
- OECD加盟国の消費者保護法、政策、慣行の調査

## プライバシー保護

プライバシー保護は、信頼に不可欠な要素である。1980年の「OECD プライバシー・ガイドライン」は、個人データ保護と国境を越えたデータの流れに関する基本原則として、今もなお世界的に認められている。OECDの活動のねらいは、このガイドラインの実施に関して実際のガイダンスを行うことにある。「OECD オンライン・プライバシー・ポリシー・ジェネレーター」は、ウェブサイト上のプライバシー・ポリシー・ステートメントの作成を支援するもので、透明性を奨励している。OECDのその他の活動としては、プライバシー保護の施策の調査、契約で保証された紛争処理の分析や、オンラインでの代替的紛争処理メカニズムの研究などが挙げられる。また現在は、プライバシー保護技術使用の検証と促進、ユーザー教育とオンライン上のプライバシー問題に関する認識の促進、ユーザー用のプライバシー保護ツールなどに取り組んでいる。また、遺伝子検査データに関連したプライバシーと安全性の問題についても研究を行っている。

## 安全性と認証

安全性と認証については国際協力が必要であることは、G8サミットやOECD閣僚理事会などの場で繰り返し強調されている。OECDは引き続き、安全な情報通信インフラや技術の開発に関する政策や規制を検証すると共に、官民両部門間の情報交換を推進している。

OECD閣僚の要請により、OECDは電子認証の分野における加盟各国の政策や法律の現時点での進捗状況を検証した報告書をまとめた。その目的は、法的認識や各当事者の自律性、技術の中立性、グローバルな認証メカニズムとユーザーの信頼を促進し、また異なるタイプの認証技術間で法律上の差別を無くすことにある。

またOECDは、1992年の「情報システムの安全性に関するガイドライン」と1997年の「暗号政策ガイドライン」の改定作業も始めており、ウイルスやクラッキングなどICTへの新たな脅威に対処するための国際政策を議論している。

## デジタル市場の基本原則をどう確立するか

企業間、企業と消費者間、企業と政府間の取引を管理する既存の法的および商業的枠組みはデジタル時代以前に定められたものである。消費者も企業も、物理的世界と可能な限り同等のデジタル取引ルールを政府に求めている。また、ルール変更や新たなルールが必要な場合には、透明で予想しやすいルールにするよう求めている。

## 税制

税務当局は、電子商取引のあらゆる可能性を実現するうえで、重要な役割を果たしている。その目標は二つあり、電子商取引が繁栄できるような財政環境を整えることと、それと同時に市民向け公共サービスの資金調達のために政府の徴税能力を損なわないようにすることである。

「オタワ課税枠組み条件」は現在進行中の活動の健全な基盤となるものであり、世界の多くの国で採用されるようになってきている。この枠組み条件は、電子商取引への課税の中立性、効率、確実性、平明さ、効果、公正さ、

柔軟性などの原則を示し、納税者サービスや税務行政、消費税、国際課税規準について合意された条件の概略を表したものである。1998年の枠組み条件合意後、5つの企業-政府技術諮問グループ（TAG）がこれらの原則を発展させるために、企業利益、消費税、所得分類、専門的なデータ評価、技術の分野で報告を行った。2001年2月には、OECDは進捗状況に関する報告書をウェブサイト上で発表した。その概要は以下の通りである。

- 消費税に関して、報告者はどの国の税法を適用するかについていくつかの提言を行なうとともに、その際に企業の負担を最小限に抑えるためのメカニズムを検討している。
- 国際的な直接課税に関して、報告書は恒久的施設（PE）と所得分類に関連する問題を明確化している。これは国際的企業が求める確実性を示すものとなる。
- 税務行政の分野では、各国の税務当局間で調整と協力が必要であることを認めている。

政策関連では引き続き取り組むべき点は残っているが、現在進行中の作業の焦点は顧客の場所や状態の確認といった実際の税務行政関連問題である。今後の作業プログラムでは、課税システムの単純化や徴税支援技術の利用の方法などについても検討していく。

2001年6月に、税務行政に関する大規模な国際会議がモントリオールで開催され、世界100カ国以上から上級税務担当者が出席した。会議では、電子商取引に関するグローバルな税制基準とベスト・プラクティスの確立にオタワ課税枠組み条件が強固な基盤となることについて全般的に同意された。

企業や非加盟諸国は、こうした全ての作業にTAGプロセスを通じて参加し続けている。現在TAGは、消費税（CT）、遵守・情報・技術（CID）、企業利益（BP）関連にまとめられ

ている。OECD 非加盟国や企業の参加も増えており、OECD以外の関与が強まっている。

## 通商政策と市場アクセス

OECD は国際通商政策を支援する役割を果たしており、WTOでの議論を補うため通商問題の分析を行っている。電子商取引関連作業の焦点は、電子商取引の通商政策と市場アクセスの側面である。

OECD は、WTO加盟国がコミットしているオンライン・サービスや、電子商取引促進のための一方的自由化方策の分析を行った。また、「製品」のオンライン供給について、その製品が財であるかサービスであるかを区別せずに、研究を行った。最後に、今日のサービス交渉に向けたWTO加盟国の準備作業を支援するために、電子商取引活動におけるオンライン・カスタマイゼーションの役割の検討を行った。それは即ち、電子商取引のインプット・サービスに「クラスター」アプローチを採用し、分類を行う可能性である。

## 競争法および政策

電子商取引での競争法および政策に関するOECD円卓会議で焦点となっているのは、主に取引関連の問題である。円卓会議は、電子商取引市場の効率性や、ネットワークの効果がこれらの市場間の競争を低下させるリスクについて調査を行った。さらに、共謀や買いつけの力の行使は電子商取引市場ではどれほど容易なのか、オンラインで競争問題に取り組むのに従来の独占禁止策で充分か、などについても検討した。次回の競争関連円卓会議は、電子商取引のインフラや取引の面で競争当局がより多くの経験を積んだ後、2002年から2003年初頭に開催される予定である。

通商および競争政策合同部会でも、電子商取引に関する討議を行った。ここでの議論の中心は、低料金でのインターネット接続を実

現させるための電気通信部門での競争促進、国際宅配サービスの競争促進、税関手続き合理化の必要性であった。

## 電子金融

電子金融の発達に対応するため、OECDは金融サービス分野での国際取引に対する電子商取引の影響を研究することになった。この研究が完了すると、現在の傾向だけでなく将来の発展の可能性も明らかになるだろう。OECDではさらに、資本移動等に関するOECD自由化コードの実施に向けて、金融サービスでの電子商取引の影響に関する作業も開始した。また、契約法規に対する電子金融の影響、ならびに保険商品の国境を越えた電子的提供提供によって生じる問題についても作業を開始している。

## 電子商取引のための情報インフラをどう強化するか

電子商取引の発展は、情報インフラの構築と展開、またユーザーフレンドリーな電子商取引アプリケーションに適した市場やサービスへの万人共通の廉価なアクセスにかかっている。電気通信市場での効果的競争が重要であり、そのためには適切な電気通信政策と規制の枠組みが必要である。

## 情報インフラへのアクセスとその利用

適切な通信帯域への適正料金でのアクセスには、適切なインセンティブと市場アクセスを提供する規制の枠組みの中での競争的環境が必要である。新興諸国と開発途上諸国においてもOECD加盟国と同様、市場を開放して競争を導入すると投資が増加し、消費者と企業に対して経済全体の利益がもたらされることが判明している。

OECDの最近の研究は、情報インフラ強化に向けた広範な問題をカバーしている。主な

ものは以下のとおりである。

- ローカルループやネットワークの集中など、変化する情報・ネットワーク技術と市場需要が政策に及ぼす影響。
- ブロードバンド・インフラへの接続料金の動向
- インターネットの発展とガバナンスに関する問題
- オープンな国際電気通信市場に必要な政策

OECDが作成した主要報告書では、携帯電話の料金構造と動向、移動通信トラフィックの国際中継（「トロンプーニング」）、周波数帯域の割り当て（オークション型と「ビューティー・コンテスト」型）、電気通信規制の制度的構造、ローカルアクセス料金と電子商取引、地域の競争と相互接続、アクセスと地域の地域の競争、地域電気通信サービス小売料金に関する規制といった問題を取り上げている。また、OECD通信アウトック2001では、通常のトピックス（通信政策の動向、市場、ネットワーク開発、料金設定、サービスの質、通商）に加えて、インターネット・インフラ、放送、国際的なデジタル・デバイドも取り上げている。

## インターネット、管理、ドメイン名システム

OECDでは自主管理やアクセスに関する問題を解決するため、引き続きインターネット指標の研究に取り組み、ドメイン名システムとインターネット・トラフィック・エクステンジの分野での新たな測定ツールの開発を行っている。

## 電子商取引の利益をどのように最大化するか

電子商取引の経済的可能性を全て引き出すには、企業や消費者、団体による広範な電子商取引活用を促進する環境が不可欠である。情報インフラには市民間、市民と世界とを結び付け、社会的連帯を育む可能性がある。企

業や市民のニーズを明確に把握することが求められている。

## 経済および社会的影響

OECD では1990年代半ばから、グローバルな電子商取引が経済や社会に及ぼす影響と政策との関わりについて分析を行っている。OECD のねらいは、電子商取引の規模や構造の測定、分析を改善させ、企業内部ならびに企業間での電子商取引の影響に対する理解を深め、電子商取引が雇用水準や要求されるスキルにどのような影響を与えるかを見定めることにある。

OECD は一連の電子商取引の定義をまとめるとともに、優先順位の高い指標（分析上のニーズとユーザーの需要に基づいたもの）のリストを作成した。また、現在ではこれらの業務調査での採用、指標リストの洗練化、方法論的手引きの提供などに取り組んでいる。

OECD は、特に電子商取引の企業への影響に関するプロジェクト（EBIP）の中で、電子商取引が経済に与える影響についても分析を進めている。このプロジェクトの主眼は、共通の方法論を用いて各セクターレベルでの事業者間電子商取引の動向と影響を評価することにある。このプロジェクトは、電子商取引が企業のバリュー・チェーンの組織や業務をどのように変化させているか、またそうした変化は政策立案者にどのような影響があるかについて、新しい角度から解明するものである。

「情報技術アウトック2000」では、OECD加盟国がどの程度電子商取引に対する「準備」が整っているかを検証した。現在、ITアウトックの2002年刊行に向けて、ICT関連のスキルや雇用、ソフトウェア部門、「デジタル・デバインド」の分析が進行中である。

OECDは、2000年12月にワークショップ

「デジタル・デバインド：ICTへのアクセスの強化」を開催し、小冊子「デジタル・デバインドの理解」をまとめた。2001年12月には、「ブロードバンド：インフラ、アプリケーション、利用」と題するワークショップを開催予定である。

## 電子政府

OECD では、インターネットを始めとするICTを活用して情報やサービスの提供を改善し、政府と市民の結びつきを強めようとする各国政府の努力についても検証を続けている。さらにOECDでは、政府の大規模な公共ICTプロジェクト運営の成功例や、過去の失敗から学ぶ教訓などについても、理解を深めるべくプロジェクトを発足した。現在、これら2つのプロジェクトに関する報告書の準備作業が進められている。電子政府は今では、ICTの国家戦略において注目の論点であり、OECDは2001年3月にナポリで開催された「電子政府に関する第3回グローバル・フォーラム」にパートナーとして参加している。

## 中小企業（SME）

ICTは、中小企業が発展し業務を合理化するための多くの機会をもたらす。中小企業では様々な商用、生産関連目的でのICT利用が増えているが、一般にICTが持つあらゆる可能性に対する認識は欠如している。

OECDは、2000年6月にイタリアのポローニャで開催された「グローバル経済における中小企業の競争力強化：戦略と政策」会議の背景説明報告書を作成した。報告書では中小企業でのICT利用と電子商取引の促進のために、政策立案において考慮すべき主要問題を特定している。現在の中小企業関連の研究、活動で焦点になっているのは、電子商取引の普及と活用に関する統計の収集、電子商取引が中小企業の業務に及ぼす影響の分析、電子商取引の活用を促すためのベスト・プラクテ

イス政策である。

## 教育とスキル

教育と訓練の分野で電子商取引が伸びる可能性は極めて大きい。それは、まだ揺籃期にある教育用ソフトウェアに関してだけでなく、電子商取引に必要な知識やスキル、知的基盤の開発において教育と訓練が果たす重要な役割という点で言えることである。現在、優れた品質の教育用ソフトウェアは不足しており、そうしたソフトウェアの開発における健全な官民パートナーシップも欠如している。遠隔教育や生涯学習、企業トレーニングに関しては、進歩があったようである。こうした問題については、報告書「E学習：パートナーシップの課題」で取り上げている。

これと関連してOECDが集中的に研究している問題の1つに、新技術を利用したの高等教育の国際的需要と供給がある。OECD報告書「デジタル・デバイド解消に向けた学習」では、人々に適切な教育、認知、行動に関わるスキルとツールを提供し、人々が情報や知識を効率的、効果的に賢明に入手できるようにすることの重要性を強調している。

## ICT と地域開発

OECD は「情報通信技術と地方開発」と題した報告書を発表している。その要点は、広帯域ICTインフラへの低価格アクセスを、通常は通信業者がサービスを行わない小規模の市場にも確立することである。もう1点は、電子商取引に関わる意識と訓練を十分な水準まで高め、既存の企業が電子商取引に向けて第一歩を踏みだせるようにすることである。こうした状況下では、国内向け投資はマルチメディア・コンテンツやソフトウェア設計、電子商取引といった活動の活発化に役立つ。OECDでは現在、都市部におけるICTに関する研究を進めている。

## 開発協力

OECD は、貿易関連の能力開発に対する開発途上国のニーズや制約に取り組むために、一連のガイドラインを発表した。こうしたガイドラインは、ICTと電子商取引の分野、効果的な援助政策ための手引き、制約克服のための手段等をカバーしている。

2001年3月、OECDは国連、国連開発計画(UNDP)、世界銀行との共催で「貧困克服のためのデジタル・オポチュニティの活用」というグローバル・フォーラムを開催した。このフォーラムでは、国際的デジタル・デバイドを解消し、電子商取引と電子政府を進展させ、ICTを活用して国際的に合意された開発目標を達成するうえでの援助国やその他当事者の役割について検証した。OECD 開発センターは、2000年6月の沖縄サミットの準備会議「ICTと開発支援」のために背景説明報告書をまとめたのを機に、開発途上諸国における電子商取引について調査を始めた。調査は現在も進行中で、2001年にはこのトピックに関するセミナーを開催した。

## グローバルな参加促進

OECD は今後も、世界銀行、WTO、国連関連機関等の国際機関のほか、APECなど地域機関とも協力しながら、電子商取引に関する作業についてOECD加盟国以外にも情報を発信していく。また、知識経済に関するOECDグローバル・フォーラムやその他非加盟国とのプログラムを通して、フォローアップ・イベントを開催していく予定である。

## 【関連図書】

- ❖ **Competition Issues in Electronic Commerce**  
www.oecd.org/daf/clp/Roundtables/e-com.pdf
- ❖ **Taxation and Electronic Commerce: Implementing the Ottawa Taxation Framework Conditions**  
ISBN: 92-64-18595-X ¥6200 pp.240
- ❖ **Tax Administrations in an Electronic World**  
www.ae-tax.ca/eng/indx.html
- ❖ **Learning to Bridge the Digital Divide**  
ISBN: 92-64-18288-8 ¥2000 pp.140
- ❖ **E-learning-The Partnership Challenge**  
ISBN: 92-64-18693-X ¥1900 pp.114
- ❖ **Information and Communication Technologies and Rural Development**  
ISBN: 92-64-18670-0 ¥3000 pp.150
- ❖ **Information Technology Outlook**  
ISBN: 92-64-17185-1 ¥7800 pp.260
- ❖ **The Digital Divide: Enhancing Access to ICTs**  
www.oecd.org/dsti/sti/it/infosoc/act/digital\_divide/digital\_divide.htm
- ❖ **Understanding the Digital Divide**  
www.oecd.org/dsti/sti/prod/Digital\_divide.pdf
- ❖ **電子商取引一般に関する情報**  
www.oecd.org/dsti/sti/it/index.htm

この冊子の全体、または一部の複製使用や翻訳をご希望の場合は、

「©OECD. Reproduced by permission of the OECD」と出典を明記することを条件に、無料で許可されることとなります。

本資料は、OECDパリ本部情報局広報課が、事務総長の責任下で作成した『OECD Policy Brief』の邦文仮訳です。  
英語版はOECDパリ本部のウェブサイト（[www.oecd.org/publications/PoI\\_brief/](http://www.oecd.org/publications/PoI_brief/)）でご覧いただけます。

OECD東京センター 〒107-0052 東京都港区赤坂2-3-4 ランディック赤坂ビル3F

Tel 03-3586-2016 Fax 03-3586-2298

E-mail: center@oecdtkyoo.org URL <http://www.oecdtkyoo.org>

最寄駅：地下鉄銀座線・南北線「溜池山王」9番出口